

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p>法第28条《給与所得》関係</p> <p>(非常勤の消防団員が支給を受ける<u>金銭</u>)</p> <p>28-9 消防組織法第18条《消防団》の規定に基づき市町村に設置された消防団に勤務する非常勤の消防団員が当該市町村から支給を受ける<u>金銭</u>については、次による。</p> <p>(1) 当該非常勤の消防団員が、<u>災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合に、その者の出勤の日数等に応じて支給を受ける金銭(交通費を除く。)</u>については、次による。</p> <p>イ <u>出勤時に要する費用の弁償として支給を受けるものは、次に掲げる出勤の態様に応じ、それぞれ次に定める金額までの部分については、課税しなくて差し支えない。</u></p> <p>④ <u>災害に関する出勤(水火災又は地震等に係る出勤をいい、火災原因調査又は警戒等に係る出勤を除く。)</u> 1日につき8,000円</p> <p>⑤ <u>④以外の出勤</u> 1日につき4,000円</p> <p>ロ <u>イにより課税しなくて差し支えないとされるもの以外のものについては、給与等とする。</u></p> <p>⑥ <u>交通費については、法第9条第1項第4号の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>(2) 当該非常勤の消防団員が、その者の出勤の日数等に関係なくあらかじめ定められている年額、月額等によって支給を受ける<u>金銭</u>については、次による。</p> <p>イ <u>消防団員としての活動に要する費用(出勤時に要する費用を除く。)</u>の弁償として支給を受けるものは、その年中の支給額が5万円までの部分については、課税しなくて差し支えない。</p> <p>ロ <u>イにより課税しなくて差し支えないとされるもの以外のものについては、給与等とする。</u></p> <p><b>附 則</b></p> <p><b>(経過的处理(1))</b></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の28-9(1)の取扱いは、令和4年4月1日以後に行う職務に応じて支給を受ける金銭について適用し、同日前に行った職務に応じて支給を受ける金銭については、なお従前の例による。</u></p> <p><b>(経過的处理(2))</b></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の28-9(2)の取扱いは、令和4年4月1日以後に支給を受けるべき金銭について適用し、同日前に支給を受けるべき金銭については、なお従前の例による。</u></p>	<p>法第28条《給与所得》関係</p> <p>(非常勤の消防団員が支給を受ける<u>各種の手当等</u>)</p> <p>28-9 消防組織法第18条《消防団》の規定に基づき市町村に設置された消防団に勤務する非常勤の消防団員が当該市町村から支給を受ける<u>各種の手当等</u>については、次による。</p> <p>(1) 当該非常勤の消防団員が、<u>消防、水防等のために出勤した場合に支給を受ける出勤手当、警戒手当、訓練手当等で、その者の出勤の回数に応じて支給されるもの(以下この項において「出勤手当等」という。)</u>については、28-8の「その職務を行うために要した費用の弁償」に該当するものとして差し支えない。</p> <p>(2) 当該非常勤の消防団員が、その者の出勤の回数に関係なくあらかじめ定められている年額、月額等によって支給を受ける報酬については、<u>その年中の支給額が5万円以下であるものに限り、課税しなくて差し支えない。</u></p> <p>(新 設)</p>